

【 通 学 の き ま り 】

- 1 本校生徒は、4月に提出した通学路を通して通学すること。(部活動の場合も同じ)
- 2 次の事項に該当する者は許可願いを提出し、校長の許可を得て自転車通学をすることができる。

- (1) 通学距離が2km～4kmに該当する生徒。
- (2) 大谷川より南から通学する生徒。(上浮穴高校以遠)
- (3) 入野貯木場より北から通学する生徒。(明神地区)
- (4) 北村公会堂よりも北から通学する生徒。(久万ニュータウン方面)
- (5) 久万公園(B&G海洋センター)よりも東から通学する生徒。
- (6) その他校長が必要と認める生徒。

- 3 自転車通学生は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 自分の身体に合った、通学にふさわしい自転車を使用する。
 - ① ハンドルが、サドルより高いもの。
 - ② マウンテンバイクは不可。
 - ③ 常に整備点検を行う。
 - ④ 不要な部品を取り付けたり、改造したりしない。
- (2) 自転車の後尾に久万中学校の鑑札ステッカーを貼る。
- (3) 校内は自転車に乗らない。
- (4) ヘルメットをかぶる。
- (5) 日が暮れたら必ずライトを点灯する。
- (6) 荷物は、後部の荷台にしばりつける。
- (7) センタースタンドを取り付ける。
- (8) 自転車の防犯登録を受けること。
- (9) 交通ルールを守り、安全に通学する。
 - ① 原則として、左側を一列で通行する。
 - ② 二人乗り、手放し運転、斜め横断などの危険な運転はしない。
 - ③ 狭い道路から大きい道路へ進むときは一時停止をするなど十分注意する。
 - ④ 通学距離が4kmを越える生徒はバス通学とし、乗車のマナーに十分注意する。
- (10) 学校もしくは、家庭で何らかの自転車保険に加入しなければならない。

※ 愛媛県では「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が一部改正され、令和2年4月1日より、自転車損害保険等への加入が義務化された。

- 4 バス通学生は、次の事項を守らなければならない。

- (1) バス通学生は、発車時刻の10分前までは中学校内の図書室で静かに過ごす。
 - (2) バス乗り場でのマナー
 - ① 待合室では、私語を慎み、静かに待つ。
 - ② ローソンに駐車する車の妨げにならないようにする。
 - (3) バス乗車中のマナー
 - ① バス乗車時は、私語を控える。
 - ② バス乗車時は、ドアのセンサーに注意する。
 - ③ バス降車時は、バスが停車するまで席を立たない。
 - ④ 一般の方が席を利用できるように荷物の置き方などに注意をはらう。
- ※ 一人一人が公共マナーやルールを守るという自覚をもつとともに、お互いの利用の仕方や態度についても意識し、場合に応じて注意し合う。